

野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等
交通対策事業費支援金交付要綱

制定 令和3年1月 4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の感染拡大の影響による各種施設の休業、外出自粛の要請等に伴う利用者の減少等の影響を受けている野辺地町内を運行するバス及びタクシー事業者等に対し予算の範囲内で、その事業継続に必要な車両維持を支援し、新型コロナウイルス感染症拡大防止と地域生活交通の維持を図ること目的として交付する野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通対策事業費支援金(以下「支援金」という。)に関し、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営し、かつ、野辺地町内を運行している者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営し、かつ、野辺地町内に事業所を有する者をいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を営し、かつ、野辺地町内に営業所を有する者をいう。
- (4) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業を青森県公安委員会から認定を受け営し、かつ、野辺地町内に事業所を有する者をいう。

(支援対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる者(以下「支援対象事業者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町域内を運行するバス路線を有する路線バス事業者(以下「路線バス事業者」という。)
- (2) 町内に事業所を置く貸切バス事業者(以下「貸切バス事業者」という。)
- (3) 町内に事業所・営業所を置くタクシー事業者(以下「タクシー事業者」という。)
- (4) 町内に事業所を置く自動車運転代行業者(以下「代行業者」という。)

(支援対象経費)

第4条 支援金の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための経費並びに地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び町民の日常的な移動手段の確保に資すると認められる経費とする。ただし、休業の補填や損失への補填を目的とする経費は、含まないものとする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援対象事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1) 路線バス事業者 町域内を運行し、及び町域内で乗降ができるバス路線のうち、令和2年度内に地域公共交通維持確保改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国確保維持要綱」という。）に規定する補助金の交付を受けないものの路線数に50万円を乗じて得た額。ただし、100万円を上限とする。

(2) 貸切バス事業者 1事業者あたり30万円

(3) タクシー事業者 令和2年5月31日時点における当該事業所及び営業所で所有する車両（一般用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。）1台あたり4万円を乗じて得た額。ただし、50万円を上限とする。

(4) 代行事業者 令和2年5月31日時点における当該事業所で所有する車両1台あたり3万円を乗じて得た額。ただし、30万円を上限とする。

2 支援金の交付は、前項の支援対象事業者の区分ごとに、同一事業者に対して1回に限る。

(支援金の交付の申請)

第6条 支援対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通対策事業費支援金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、令和3年2月26日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、当該決定内容を、野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通対策事業費支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）

は、支援金の支払いを受けようとするときは、野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通対策事業費支援金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第9条 町長は、交付決定者が偽りその他の手段により支援金の交付を受けた場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る支援金を既に交付しているときは、支援金の返還を命じるものとする。

（備付帳簿）

第10条 支援金を受けた支援事業者は、事業の施行に際し、必要な帳簿・証拠書類等を備え付け、当該支援金事業完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管整備しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。